

「石木ダム事業認定処分取消訴訟」判決に対する声明

平成30年7月9日

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下 和雄

石木ダム対策弁護士 代表弁護士 馬奈木昭雄

石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田 正昭

石木川まもり隊 代表 松本美智恵

水問題を考える市民の会 代表代行 篠崎 義彦

石木川の清流とホテルを守る市民の会 事務局長 田代 圭介

本日、長崎地方裁判所において、石木ダム事業認定処分取消請求を棄却する不当判決がなされた。本訴訟は、石木ダム建設予定地とされている川原(こうばる)に居住する住民を中心に川棚町民、佐世保市民を含め全国の100名以上の原告が、客観的に全く必要がない事業であるにもかかわらず、居住者らに対する合理的な説明を放棄して、石木ダム事業を強行する長崎県及び佐世保市の事業認定申請を認可した国土交通省九州地方整備局の事業認定処分が違憲・違法であるとして、その取り消しを求めたものである。

長崎地方裁判所は、本日、事業それ自体の客観的不合理性から目を背け、事業認定庁に広範な裁量があることを前提に、その広範な裁量の逸脱はないとして、私たちの請求を棄却する判断をした。そもそも、石木ダム事業がダムありきの不必要な事業であり、川原地区に居住する13世帯約60名の生活・生業・社会を破壊することが絶対に許されないことは私たちが繰り返し裁判所内外で主張してきたところである。

今回、裁判所は、事業それ自体の不合理性から目を背けて住民らの請求を棄却したのであるが、むしろそのような判断手法をとったがゆえに、本件事業がダムありきの事業計画であり、必要性のない事業であることについて、居住者らは、より一層強く確信している。

居住者らは、皆、長年にわたり、石木ダム事業によって人生を翻弄されてきたが、事業の不合理性を看過して、居住者らの人権侵害に手を貸す本日の判決は、強く非難されるべきである。このような違法な事業で居住者らの人権を侵害する状態が継続することは絶対に許されないし、ましてや居住者らを強制的に排除することはなおさら許されない。私たちの石木ダム計画が撤回されるまで闘うという決意はこの不当判決で何ら揺らぐものではない。そこで、私たちは、本判決に対して速やかに控訴の手続きをし、違法な事業を中止させ、居住者らの人権を守るために、これまで以上に闘い続けることをここに宣言する。同時に国あるいは起業者である長崎県及び佐世保市に対して居住者らのこの断固たる決意を真摯に受け止め、客観的に明らかに不合理である石木ダム事業計画を撤回するよう求めるものである。

以上